

基準発出・改正の経緯

- 利用者本位の福祉を実現するため、事業者のサービスの質を向上させること、また、事業の透明性を確保し、利用者のサービス選択を容易にするために、事業者でも利用者でもない第三者の視点で評価を行うため、平成16年度より福祉サービス第三者評価制度が導入された。
- 児童館に関しては、平成18年8月に児童館版の評価基準を発出した。
- 平成30年3月に全施設等にかかる共通評価基準ガイドラインが改正された。また、同年に社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」報告書に、児童館ガイドラインに沿った第三者評価基準策定の必要性が提言された。その後、「児童館ガイドライン」を改正（平成30年10月）し、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての機能等を示した。
- 各ガイドラインの改正等を基にし、調査研究や全国社会福祉協議会福祉サービスの質の向上推進委員会での議論を経て、令和2年9月に児童館版の福祉サービス第三者評価基準を改正した。

第三者評価基準ガイドラインの構造

共通評価基準

全福祉施設等に共通の内容

44項目

- I 福祉サービスの基本方針と組織
 - 1. 理念・基本方針
 - 2. 経営状況の把握
 - 3. 事業計画の策定
 - 4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組
- II 組織の運営管理
 - 1. 管理者の責任とリーダーシップ
 - 2. 福祉人材の確保・育成
 - 3. 運営の透明性の確保
 - 4. 地域との交流、地域貢献
- III 適切な福祉サービスの実施
 - 1. 利用者本位の福祉サービス
 - 2. 福祉サービスの質の確保



内容評価基準

児童館独自の内容

20項目

(大型児童館付加 5項目)

- A 児童館の活動に関する事項
 - 1. 児童館の施設特性
 - 2. 遊びによる子どもの育成
 - 3. 子どもの居場所の提供
 - 4. 子どもの意見の尊重
 - 5. 配慮を必要とする子どもへの対応
 - 6. 子育て支援の実施
 - 7. 地域の健全育成の環境づくり
 - 8. ボランティア等の育成と活動支援
 - 9. 子どもの安全対策・衛生管理
 - 10. 学校・地域との連携
 - 11. 放課後児童クラブの実施〔選択〕
- B 大型児童館の活動に関する事項(大型児童館付加)